

ホテルでは宴会または催事（以下宴会等と称します。）のご契約及び宴会のご利用に関して以下の通り定めておりますので予めご了承下さい。

1.宴会時間と追加室料

宴会場等のご利用時間から終了時間までのご契約時間（以下宴会時間と称します）は所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加を頂戴することになります。また、宴会時間の前後の準備時間と撤去時間の合計が一時間までは、無料でございますが、一時間を超える場合は超過時間に応じて追加室料を頂戴いたします。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。予めご了承ください。

2.有料人数の確認

料理等を用意する人数（以下有料人数と称します。）を宴会等の開催日の前日正午までにホテルの担当者にご通知ください。それ以降は全て手配が完了いたしますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数の料金を頂戴いたします。

3.内金

宴会等のご予約の時に内金をお支払いいただきます。内金の金額は宴会見積総額に基づいてホテルより提示させていただきます。

4.前払金

ホテルから提示いたしました見積金額を、原則として宴会等の開催日の7日前までに現金にてお支払いください。

5.宴会利用契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会利用契約の締結に応じないことがあります。

宴会場に出席する利用者の中に次の事由に該当するものがある場合。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）
- (2) 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体。
- (3) 法人でその役員のうち暴力団等に該当する者がいるとき。
- (4) 法令または公序良俗違反に反する行為をなさる恐れがあると判断される者。

当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。

当ホテルもしくは当ホテル職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当な要求要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合、またかつて同様な行為

を行なつたと認められる場合。

この「宴会場ご利用についてのお願い」に違反なされた場合。

6.取消料

すでにご契約をいただいた宴会等を取消しされる場合には、下記により取消料を頂戴いたします。

ご宴会当日の 180 日前迄は内金金額をご返金させていただきます。

ご宴会当日の 179 日前から 70 日前迄は内金金額をお取消料とさせていただきます。

ご宴会当日の 69 日前から 20 日前迄はご使用いただく会場の会議室料金半日分 (サービス料、税金を除く)と内金金額をお取消料とさせていただきます。

ご宴会当日の 19 日前から 10 日前迄はお見積り金額の 50% (サービス料、税金を除く)をお取消料とさせていただきます内金は引かせていただきます。

ご宴会当日の 9 日前から前日迄はお見積り金額の 80% (サービス料、税金を除く)をお取消料とさせていただきます内金は引かせていただきます。

ご宴会当日は見積り金額の 100% (サービス料、税金を除く)をお取消料とさせていただきます内金は引かせていただきます。

7.装飾 余興の手配

宴会等に関連する装飾、音楽、余興およびバンケットホステス等につきましてはホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する業者以外に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため事前にホテルにご連絡いただき、了解を得た後にご注文なさせていただきます。また、その際は器材の搬入 搬出料金を頂戴いたしますので、予めご了承ください。

8.直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行なう諸事項 (宴会等に関する装飾、余興等の機器および材料の搬入 搬出。看板等のサイズと取り付け方法等の決定或いは設置等)につきまして、ホテルの美観 導線などを考慮し、一定のルールの下に実施いただく様に、ホテルよりその業者の方々にご指示申し上げます。

9.損害賠償

お客様 (お客様側の全ての関係者を含みます)およびお客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設、什器備品等を破損したり 損傷しないよう充分にご注意ください。もし 施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合にはその修復に関してホテルより指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行なうか、またはその損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

10. 駐車場の利用

宴会等にご出席のお客様がホテル駐車場を利用される場合は、3 時間まで無料でございます。また、ご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当り、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その損害の責めに任じます。

11. 契約解除権

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会利用契約を解除することがあります。

宴会場に出席利用客の中に次の事由に該当するものがある場合。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 4 年 3 月 1 日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)
- (2) 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体。
- (3) 法人でその役員のうち暴力団等に該当する者がいるとき。
- (4) 法令または公序良俗違反に反する行為をなさる恐れがあると判断される者。

当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。

当ホテルもしくは当ホテル職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当な要求要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合、またかつて同様な行為を行なったと認められる場合。

この「宴会場ご利用についてのお願い」に違反なされた場合。

12. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださるようお願い申し上げます。

身体障害者補助犬以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。

発火または引火性の物品の持ち込み。

悪臭を発するものの持ち込み。

とばく等風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動。

備付品の移動

ご予約時の使用目的以外のご利用。

その他法令で禁じられている行為。